

学校等インフルエンザ様疾患

臨時休業報告

島根県 健康福祉部

薬事衛生課(感染症グループ)

電話:0852-22-6532

「学校等欠席者・感染症情報システム」入力ご担当者さま



システムへの入力は14時まで

閉鎖措置（臨時休業）については、12時時点での状況について、毎日14時までにシステムに入力してください。

間に合わない場合は、同日中はシステムに入力せず、翌日（金曜日の場合は翌月曜日）14時までに入力をする様にお願いします。（14時以降の入力は、確認作業の支障となります）

翌日の入力は、閉鎖開始日を間違えないように留意願います。備考欄に、本日の報告ではないことがわかるよう記載(例:「〇月〇日(前日)の閉鎖措置の報告」)し、わかるようにしてください。



措置内容等の入力は正確に

県では入力された内容をもとに、情報提供を行っております。登録を行う前に、入力内容に間違いがないか再度、確認を行ってください。また、薬事衛生課では、週毎の施設閉鎖情報を厚生労働省へ報告することになっています。

*発生範囲(学年・クラス)、措置内容(学校・学年・学級)、措置期間(いつからいつまでなのか)など

【その他注意点】

- ①入力時に主要症状の発熱にチェックがない場合は、発熱欄空欄報告となり、インフルエンザ様疾患での閉鎖報告かどうか、管轄保健所より確認します。必ずチェックが入っているかの確認をお願いします。（発熱の温度については、把握している場合は併せて入力をしてください。）
- ②出席停止入力画面で登録した児童・生徒は「欠席者の症状」への入力は不要ですが、「欠席・出席停止者総数」には含めてください。
- ③閉鎖措置を延長する場合は、前の報告を修正するのではなく、新しく報告を作成してください。その際、備考欄に「延長」と記入をしてください。（延長の場合、主要症状の報告は不要です）
- ④1学年1学級の場合には、学年閉鎖となります。

ログインID及びパスワードについては、所管の学校担当課にお問い合わせください。各保健所及び健康福祉部では確認が出来ません。

※感染症情報収集システムの詳しい入力方法については、マニュアルを参考に入力を行ってください。



◇パソコンの不具合等でシステムを利用出来ない場合は、「島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業(学校、幼稚園)報告要領」の**様式4**により管轄の保健所へ、14時までにFAXにて報告をしてください。

システムが利用出来るようになったら、再度データの入力が必要となりますので留意ください。

ファックスでのご報告の担当者さま



報告は14時までに保健所に

「島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業(学校、幼稚園)報告要領」の**様式4**により管轄の保健所へ提出して下さい。

14時以降のご報告は、翌日のご報告分として、集計対象となります。

【管轄保健所の連絡先】 松江市は、平成 30 年4月から保健所設置市となりました。

保健所名	各保健所が担当する地域	電話番号	FAX 番号
松江保健所	安来市	0852-23-1317	0852-31-6694
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-42-9515	0854-42-9654
出雲保健所	出雲市	0853-21-1185	0853-21-7428
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9805	0854-84-9819
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5556	0855-29-5562
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-31-9552	0856-31-9568
隠岐保健所	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	08512-2-9715	08512-2-9716

(参考)

○臨時休業の報告に関する法的根拠について

学校保健安全法(平成 21 年 4 月 1 日施行)より抜粋

(保健所との連絡)

第 18 条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

学校保健安全法施行令より抜粋

(保健所と連絡すべき場合)

第 5 条 法第 18 条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第 19 条の規定による出席停止が行われた場合

(2)法第 20 条の規定による学校の休業を行った場合